

第七十八條第一項中「審決」を「取消決定又は審決」に改め、及び「の下に、特許異議申立書」を、又は「の下に、第二百二十條の五第二項若しくは」を加え、同条第二項中「当該」の下に「特許異議の申立てについての審理」を加える。

第八十一条第二項中「さらに」を「更に」に改め、おいて、審決」の下に「又は決定」を、判決が、」の下に「第二百二十條の五第二項又は」を、ついで「の審決」の下に「又は決定」を加える。

第八十四條の三第二項中「第四十三條の二第三項」を「第四十三條の二第二項（第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項」に改める。

第八十四條の九第五項中「第六号及び第九号」を「第七号及び第十号」に改める。

第八十四條の十二第三項を削る。

第八十四條の十五第四項中「同条第三項」を「同項中「同項」とあるのは「前項」と、同条第三項」に、「」について出願公開」を「同項」とあるのは「第一項」と、」について出願公開」に、「一年三月」を「経済産業省令で定める期間」に改める。

第八十四條の十八中「査定」の下に「特許異議の申立て」を、ついで「第四十九條第六号」の下に「第二百二十三條第一号及び第五号」を、と、第四十九條第六号」の下に「第二百二十三條第五号」を、第二百二十三條第一項第五号中「外国語書面」及び「図面」の下に「」を加える。

第八十四條の十九中「係る」の下に「第二百二十條の五第二項及び」を、外国語書面」及び「図面」の下に「」を加える。

第八十五條中「第一百一十一條第一項第二号」の下に「第二百十四條第三項（第七十四條第一項において準用する場合を含む。）を、第二百二十八條（」の下に「第二百二十條の五第九項及び」を加え、第二百七十四條第二項」を、第二百七十四條第三項」に、第二百九十三條第二項第四号」を、第二百九十三條第二項第五号」に改める。

第九十三條第二項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「審判又は再審の確定審決」を「特許異議の申立てについての確定した決定、審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「審判」を「特許異議の申立て若しくは審判」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第四十八條の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による出願審査の請求

第九十四條第一項中「対し」の下に「特許異議の申立て」を加える。

第九十五條第五項中「これらに」を「これらの規定に」に改め、同条に次の一項を加える。

13 第九項又は第十一項の規定による手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、第十項又は前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその請求をすることができ。

第九十五條の四中「査定」の下に「取消決定」を、及び「」の下に「特許異議申立書」を、請求書又は」の下に「第二百二十條の五第二項若しくは」を加える。

第九十七條中「登録」の下に「特許異議の申立てについての決定」を加える。

第九十九條第二項中「送達され、又は」の下に「特許異議の申立てについての決定若しくは」を加える。

第二百二條中「及び第七十四條第一項から第三項まで」を、第二百二十條（第七十四條第一項において準用する場合を含む。）及び第七十四條第二項から第四項まで」に改める。

別表中第十四号を第十六号とし、第十一号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の二号を加える。

十一	特許異議の申立てをする者	一件につき一万六千五百円に一請求項につき二千四百円を加えた額
十二	特許異議の申立てについての審理への参加を申請する者	一件につき一千万円

(実用新案法の一部改正)

第二条 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項ただし書中「実用新案登録出願の日から政令」を「経済産業省令」に、又は要約書」を、若しくは要約書又は第八條第四項若しくは第十一條第一項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第四十三條第一項（第十一條第一項において準用する同法第四十三條の二第二項（第十一條第一項において準用する同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する書面」に改め、同条第四項第一号中（昭和三十四年法律第二百二十一号）を削る。

第八條第一項第一号中「場合」の下に「（その実用新案登録出願を先の出願の日から一年以内に行うことができなかつたことについて正当な理由がある場合であつて、かつ、その実用新案登録出願が経済産業省令で定める期間内にされたものである場合を除く）」を加え、同条第二項中「若しくは第四十三條の二第二項」を、第四十三條の二第一項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四十三條の三第一項」に改め、第二項（」及び「第三十三條の三第三項（」の下に「これらの規定を」を加え、同条第三項中「若しくは第四十三條の二第二項」を、第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四十三條の二第二項」に改め、第二項（」の下に「これらの規定を」を加え、同条第四項中「実用新案登録出願と同時に」を「経済産業省令で定める期間内」に改める。

第九條第一項中「一年三月」を「経済産業省令で定める期間」に改め、同項ただし書中「すべて」を、全て」に改め、同条第二項中「一年三月」を「経済産業省令で定める期間」に改め、同条第三項中「一年三月以内」を「経済産業省令で定める期間内」に改める。

第十條第一項中「第四十六條第五項」を「第四十六條第六項」に改め、同条第三項ただし書中「第八條第四項の規定の適用並びに」を、及び」に改め、及び第四十三條第一項（次条第一項において準用する同法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。）を削り、同条第四項中「第四十三條の二第三項」を「第四十三條の二第二項（次条第一項において準用する同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項」に改め、同条第八項中「第二項（」の下に「これらの規定を」を加え、第四十三條の二第三項」を、第四十三條の二第二項（次条第一項において準用する同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項」に改める。

第三十條中「次に掲げる」及び「旨の」の下に「決定又は」を加える。

第三十二條に次の一項を加える。

4 登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により前項の規定により延長された期間内にその登録料を納付することができないときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができ。

第三十四條に次の一項を加える。

3 第一項の規定による登録料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができ。